

○小牧市都市景観条例施行規則

平成 13 年 3 月 28 日

規則第 16 号

改正 平成 17 年 3 月 30 日規則第 38 号

平成 19 年 12 月 27 日規則第 52 号

平成 22 年 3 月 26 日規則第 5 号

平成 28 年 3 月 25 日規則第 14 号

令和元年 7 月 1 日規則第 40 号

令和元年 9 月 18 日規則第 52 号

令和 2 年 12 月 28 日規則第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小牧市都市景観条例（平成 13 年小牧市条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 街灯及び照明灯
- (2) 道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、アーチ、アーケード、ベンチ及びごみ入れ
- (3) 橋りょう、高架道路及び高架鉄道
- (4) 擁壁、護岸及び堤防
- (5) 鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱及び木柱
- (6) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 野球場、テニスコート等の運動施設
- (8) 駐車場及び自動車ターミナル
- (9) 煙突、塔及び高架水槽
- (10) 花壇及び噴水
- (11) ごみ等の集積場
- (12) 垣、さく及び門

(13) 日よけテント

(14) 物干場

(15) アンテナ

(16) その他前各号に掲げるものに類するもの

(重点区域内における行為の届出)

第3条 条例第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、都市景観形成重点区域内行為届出書（様式第1。以下「重点区域内届出書」という。）及び図面をそれぞれ2通市長に提出しなければならない。

2 前項の図面の種類及びその図面に明示すべき事項は、条例第13条第1項各号に掲げる行為の区分に応じ、別表第1に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図面のほか、必要と認める図面の添付を求めることができる。

4 重点区域内届出書の提出は、当該行為に係る行政上の手続（法令の規定により、当該行為に着手する前に行政庁等に対して行うこととされている手続をいう。以下同じ。）に着手しようとする日の4週間前（行政上の手続を要しない行為にあっては、当該行為に着手しようとする日の4週間前）までに行わなければならない。

5 前各項の規定は、届け出た内容を変更しようとする場合について準用する。

(届出を要しない行為)

第4条 条例第13条第2項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築、移転、除却、模様替え又は外壁面の色彩の変更

ア 工事を施工するために現場に設ける事務所、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの

イ 地下に設けるもの

(2) 次に掲げる工作物の新設、増設、改造、移転、除却、模様替え又は

外観の色彩の変更

ア 仮設のもの

イ 地下に設けるもの

ウ 都市景観形成重点区域整備基準において規模、位置、色彩及び形態のいずれの事項も定められていないもの

(3) 愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）第6条第1項各号及び第2項各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、内容の変更等をするもの

(4) 次に掲げる土地の形質の変更

ア 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

イ 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

ウ 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

(5) 次に掲げる木竹の伐採又は植栽

ア 枝打ち、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯朽した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採又は植栽

エ 生け垣又は庭木の伐採又は植栽

（都市計画事業の施行に準ずる行為）

第5条 条例第13条第2項第3号の規則で定めるものは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（大規模建築物等の新築等の届出）

第6条 条例第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、大規模建築物等の新築等の届出書（様式第2）及び図面をそれぞれ2通市長に提出しなければならない。

2 前項の図面の種類及びその図面に明示すべき事項は、別表第2左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるものとす

る。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（条例第 16 条第 1 項第 4 号の規則で定めるもの）

第 7 条 条例第 16 条第 1 項第 4 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 地上からの高さが 5 メートルを超える高架道路及び高架鉄道
 - (2) 幅員が 4 メートルを超え、又はその延長が 10 メートルを超える橋りょう、横断歩道橋及びこ線橋
 - (3) その他市長が指定し、告示したもの
- （団体規約の要件）

第 8 条 条例第 19 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 活動区域
- (4) 活動内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 事業年度
- (10) 費用の分担に関する事項
- (11) 会計に関する事項

（景観団体の認定の申請）

第 9 条 条例第 19 条第 2 項の規定による認定の申請をしようとするものは、都市景観団体認定申請書（様式第 3）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の活動区域を示す図面

(3) 団体の役員の氏名及び住所を記した書類

(4) 認定の申請をしようとする者が当該団体の代表者（以下「団体代表者」という。）であることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（景観団体の認定等の通知）

第 10 条 市長は、条例第 19 条第 2 項の規定による申請があったときは、速やかに認定の可否を決定し、景観団体の認定をしたときは都市景観団体認定通知書（様式第 4）により、認定をしなかったときはその旨を記載した文書により団体代表者に通知するものとする。

（景観団体の認定の取消し）

第 11 条 市長は、条例第 20 条の規定により景観団体の認定を取り消したときは、速やかに都市景観団体認定取消通知書（様式第 5）により団体代表者に通知するものとする。

（審議会）

第 12 条 小牧市都市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第 13 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 14 条 審議会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

（雑則）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第

7条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第38号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第52号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第5号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第72号）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の市費補助金等の予算執行に関する規則、小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則、小牧市危険物規制規則、消防法等施行規則、小牧市心身障害者扶助料支給条例施行規則、小牧市市民会館の管理に関する規則、小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市消防救急業務取扱規則、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、小牧市租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則、小牧市火入れに関する条例施行規則、小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則、小牧市身体障害者福祉法施行細則、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則、小牧市道路管理規則、小牧市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則、小牧市議会政務活動費の交付に関する規則、小牧市都市景観条例施行規則、小牧市医療費の支給に関する条例施行規則、

小牧市市民活動推進条例施行規則、小牧市定期外予防接種事故災害補償規則、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則、小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、小牧市水道法施行細則、小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則、小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、小牧市火薬類取締法施行細則、小牧市地域協議会に関する条例施行規則及びこまき市民交流テラスの管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙（小牧市危険物規制規則様式第2、小牧市市民会館の管理に関する規則様式第6及び様式第7並びにこまき市民交流テラスの管理に関する規則様式第8及び様式第9を除く。）は、改正後の市費補助金等の予算執行に関する規則、小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則、小牧市危険物規制規則、消防法等施行規則、小牧市心身障害者扶助料支給条例施行規則、小牧市市民会館の管理に関する規則、小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市消防救急業務取扱規則、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、小牧市租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則、小牧市火入れに関する条例施行規則、小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則、小牧市身体障害者福祉法施行細則、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則、小牧市道路管理規則、小牧市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則、小牧市議会政務活動費の交付に関する規則、小牧市都市景観条例施行規則、小牧市医療費の支給に関する条例施行規則、小牧市市民活動推進条例施行規則、小牧市定期外予防接種事故災害補償規則、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則、小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、小牧市水道法施行細則、小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則、小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、小牧市火薬類取締法施行細則、小牧市地域協議会に関する条例施行規則及びこまき市民交流テラスの管理に関する規則の規

定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第 1（第 3 条関係）

行為の種類	図面の種類	明示すべき事項
条例第 13 条第 1 項各号に掲げる行為の区分		
建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な模様替え又は外壁面の色彩の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線、建築物の位置、縮尺及び方位
	平面図	各階間取り及び用途
	全体の立面図	仕上げ方法、色彩（着色）、縮尺、方位及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺状況
工作物の新設、増設、改造、移転、除却、大規模な模様替え又は外観の色彩の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線、工作物の位置、縮尺及び方位
	平面図	主要部分の材料の種別
	全面の立面図	仕上げ方法、色彩（着色）、縮尺及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺状況
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線、広告物又は広告物を掲出する物件の位置及び縮尺
	全面の立面図	仕上げ方法、色彩（着色）、縮尺及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺状況
土地の形質の変更	位置図	方位及び行為地
	平面図	方位、行為地の境界線、断面の位置及び切土、盛土その他の表示

木竹の伐採又は植栽	断面図	行為前後の土地の状況を対比できる縦断面及び横断面
	現況写真	行為地及びその周辺状況
	位置図	方位及び行為地
	平面図	方位、木竹の位置及び伐採又は植栽の区域
	現況写真	行為地及びその周辺状況

別表第2（第6条関係）

行為の種類	図面の種類	明示すべき事項
条例第16条第1項に規定する行為		
建築物の新築、増築、改築、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線、建築物の位置、縮尺及び方位
	平面図	各階の間取り及び用途
	全面の立面図	仕上げ方法、色彩（着色）、縮尺、方位及び高さ
	完成予想図	建築物及びその周辺状況
	現況写真	行為地及びその周辺状況
工作物の新設、増設、改造、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線、工作物の位置及び縮尺
	平面図	主要部分の材料の種別
	全面の立面図	仕上げ方法、色彩（着色）、縮尺及び高さ
	完成予想図	工作物及びその周辺状況
	現況写真	行為地及びその周辺状況
広告物及び広告物を掲出す	位置図	方位及び行為地

る物件の新設、増設、改造、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更	配置図	敷地の境界線、広告物又は広告物を掲出する物件の位置及び縮尺
	全面の立面図	仕上げ方法及び色彩（着色）、縮尺及び高さ
	完成予想図	広告物又は広告物を掲出する物件及びその周辺状況
	現況写真	行為地及びその周辺状況
その他の行為	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線、工作物の位置及び縮尺
	平面図	主要部分の材料の種別
	全面の立面図	仕上げ方法、色彩（着色）、縮尺及び高さ
	完成予想図	周辺状況
	現況写真	行為地及びその周辺状況

様式第1(第3条関係)

都市景観形成重点区域内行為届出書										
年 月 日										
(宛先)小牧市長										
届出者 住所 氏名										
小牧市都市景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。										
都市景観形成重点区域の名称										
行為地の住所・地番										
設計者の住所・氏名		(電話)								
施工者の住所・氏名		(電話)								
行為の種類	1 建物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な模様替え又は外壁面の色彩の変更	主要用途			構造					
			届出部分		届出以外の部分		合計			
		敷地面積	m ²		m ²		m ²			
		建築面積	m ²		m ²		m ²			
		延べ面積	m ²		m ²		m ²			
		階数	地上 階、地下 階		高さ		m			
		屋根	仕上り方法		色彩					
		外壁	仕上り方法		色彩					
	2 工作物の新設、増設、改造、移転、除却、大規模な模様替え又は外観の色彩の変更	種類			構造					
		高さ(地上からの高さ)	(m)		面積		m ²			
		仕上げ方法			色彩					
	3 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更	種類			数量					
		表示面積	m ²		主な表示内容					
		色彩								
	4 土地の形質の変更	行為の面積	m ²							
		施工面積	☐ 切土 ☐ 盛土 ☐ その他()							
		切土・盛土の高さ	切土 m		盛土 m					
		行為後ののり面の高さ								
5 木竹の伐採又は植栽	現況木竹面積	m ²		伐採又は植栽の面積		m ²				
	伐採又は植栽の樹種等	樹種			樹高	m				
	伐採又は植栽の数量	☐ 皆伐(本) ☐ 択伐(本) ☐ 植栽(本)								
着手予定年月日		年 月 日		完了予定年月日		年 月 日				

(注)1 届出をしようとする行為の種類番号に○印を付けてください。
2 該当する□の中にレ印を付けてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2(第6条関係)

大規模建築物等の新築等の届出書						
				年 月 日		
(宛先)小牧市長						
				届出者 住所 氏名		
小牧市都市景観条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。						
行 為 地 の 住 所 ・ 地 番						
設 計 者 の 住 所 ・ 氏 名		(電話)				
施 工 者 の 住 所 ・ 氏 名		(電話)				
行 為 の 種 類	1 建築物の新築、増築、 改築、大規模な模様替え 又は外観の過半にわたる 色彩の変更	主 要 用 途		構 造		
		敷 地 面 積	m ²	届 出 部 分	届出以外の部分	
		建 築 面 積	m ²	合 計	m ²	
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	
		階 数	地上 階、地下 階	高 さ	m	
		屋 根	仕上り方法	色 彩		
		外 壁	仕上り方法	色 彩		
		2 工作物の新設、増設、 改造、大規模な模様替え 又は外観の過半にわたる 色彩の変更	種 類		構 造	
	高さ(地上か らの高さ)		(m m)	面 積	m ²	
	仕 上 り 方 法			色 彩		
	3 広告物及び広告物を掲 出する物件の新設、増設、 改造、大規模な模様替え 又は外観の過半にわたる 色彩の変更		種 類		数 量	
			表 示 面 積	m ²	主 な 表 示 内 容	
		色 彩				
	4 その他の行為	種 類		構 造		
		高さ(地上か らの高さ)	(m m)	面 積	m ²	
仕 上 り 方 法			色 彩			
着手予定年月日		年 月 日	完了予定年月日		年 月 日	

(注) 届出をしようとする行為の種類の番号に○印を付けてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3(第9条関係)

都市景観団体認定申請書		
年 月 日		
(宛先)小牧市長		
申請者 住所 (代表者) 氏名		
小牧市都市景観条例第19条第1項の規定による都市景観団体の認定を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。		
都市景観団体の名称		
活動区域に含まれる 地 域 の 名 称		
都市景観団体の事務 所 の 所 在 地		
構 成 員 の 数	人	
主 た る 活 動 の 内 容		
添付図書 1 団体の規約 2 団体の活動区域を示す図面 3 団体の役員の氏名及び住所を記した書類 4 認定の申請をしようとする者が当該団体の代表者であることを証する書類 5 その他市長が必要と認める書類		
※受付年月日 年 月 日	※認定年月日 年 月 日	※認定番号 第 号

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4(第10条関係)

都市景観団体認定通知書		
年 月 日		
様		
小牧市長		印
年 月 日付けで申請のあった都市景観団体の認定については、小牧市都市景観条例第19条第1項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。		
記		
1 都市景観団体の名称		
2 認定番号		
3 認定年月日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5(第11条関係)

都市景観団体認定取消通知書	
年 月 日	
様	
小牧市長	[印]
下記の都市景観団体は、小牧市都市景観条例第20条の規定により認定を取り消したので通知します。	
記	
1 都市景観団体の名称	
2 認定番号及び認定年月日	
3 取消年月日	
4 取消理由	
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。	
また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(小牧市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 (第 3 条 関係)

様式第 2 (第 6 条 関係)

様式第 3 (第 9 条 関係)

様式第 4 (第 1 0 条 関係)

様式第 5 (第 1 1 条 関係)